



Title	アメリカにおける女性の政治的補充　－連邦議会の場合－
Author(s)	相内, 真子; AIUCHI, Masako
Citation	北大法学論集, 45(1-2), 278-237
Issue Date	1994-07-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15574
Type	departmental bulletin paper
File Information	45(1-2)_p278-237.pdf



アメリカにおける女性の政治的補充

—— 連邦議会の場合 ——

相 内 真 子

目 次

はじめに

第1章 政治的補充パターンの変化

- 1 伝統的補充パターン：未亡人継承 — 「未亡人」という資格
- 2 新しい補充パターン：

職業経歴における性差の縮小 — 資格要件の「男性化」

第2章 政治的補充エイジェントの変化

- 1 伝統的補充エイジェント：政党 — その変容と女性の政治的補充
 - (1) 政党の変容：政党の「衰退」
 - (2) 政党の「衰退」と女性の政治的補充
 - (a) 「障壁」としての政党
 - (b) 政党の統制力と女性の政治的補充
 - (3) 政党の「新たな変容」：政党と女性の新しい関係
 - (a) 政党エリートとしての女性
 - (b) 政治的態度における性差：ジェンダー・ギャップ
 - (c) 政党内の女性組織

2 新しい補充エイジェント：

女性組織・女性 PAC — その影響力の拡大と女性の政治的補充

- (1) 女性組織・女性 PACの成立：NOW、NWPC と WCF
- (2) 新しい女性 PAC：EMILY'S LIST と WISH LIST

おわりに

はじめに：1992年 — THE YEAR OF THE WOMAN —

1992年11月に、大統領選挙と同時に行われた連邦議会選挙および州議会選挙で、女性がかつてない政治的進出をはたした。選挙の結果、これまで「男性の牙城」といわれていた連邦上院で女性は過去最多の6議席を占めることになり、下院でも史上最多の48議席を獲得した⁽¹⁾。州議会の女性議員比率も上昇した。連邦レベル、州レベルの立法機関にこれほど多数の女性が進出した例はかつてない。この意味で、1992年は、まさに「The Year of the Woman = 女性の年」だったのである。

「女性の年」は、80年代後半から蓄積されてきた、多くの複合的な要因によってもたらされた結果である。冷戦の終結や湾岸からの撤収で、アメリカ国民の関心は国際問題から国内問題に移った。その結果、彼らは経済不況や教育の劣化、環境の悪化、AIDSなど山積する社会経済問題に直面し、有効な解決策を見出し得ない共和党政権に批判を強めた。これらの国内問題は、男性以上に女性に大きなインパクトを与えた。すなわち、不況は、平均賃金が男性の7割といわれる女性労働者をいっそう圧迫し、悪化する都市問題は、ますます多くの女性を暴力や犯罪の犠牲者にした。また、中絶選択権を後退させる最高裁判決は、過去の勝利を当然視していた女性運動に大きな衝撃を与えた。さらに、トーマス判事承認問題は、セクシャル・ハラスメントの問題だけでなく、男性主導の政治の実態を、上院司法委員会のTV中継を通して生々しく伝えた。

選挙をめぐるこのような社会状況は、女性候補、とりわけ民主党から出馬した女性候補に有利に作用した。共和党政権に対する失望は民主党による「変化」への期待を国民の間に高め、小切手不正使用に代表される現職議員の驕りは、ワシントン・エスタブリッシュメントに対する国民の反発を引き起こし、アウトサイダーである女性を利した。事実、初当選をはたした女性上院議員4人はすべて民主党であり、下院でも初当選した女性24人中21人が民主党であった⁽²⁾。選挙構造上の変化も、その多くが新人で出馬する女性にとって有利だった。下院では引退者が増え、予備選挙で現職が敗退し、さらに選挙区再区割りも手伝って、一般選挙ではオープン・シート（open seat = 候補者の中に現職がない）選挙区が多くなり、「現職効果」が一時的に減退したからである。また、女性組織も活発な活動を展開した。EMILY'S LISTなど女性PAC（第2章参照）は、

女性候補に莫大な選挙資金を提供し、女性の選出に大きく貢献した。

しかし、「女性の年」がアメリカ政治に与えたインパクトは、史上最多の女性議員を選出したことにとどまらない。看過されてならないのは、女性の大量当選を可能にした「エリジブル・プール」(eligible pool = 候補者たり得る条件を備えた人材供給源)の存在である。すなわち、1992年の「女性の年」は、女性の立候補者数においても史上最多の年であった。女性の候補者予備軍は、92年に突然出現したのではない。60年代後半の第二波フェミニズム⁽³⁾は、社会の「メインストリーム」への女性の参入を主張し、連邦議会に女性を選出する運動を今日まで継続してきた。一方、この30年間に女性の社会的進出が進み、多くの女性が、政治家の資格要件とみなされる職業的背景や政治的経験などにおいて、男性に近づいてきた。このような女性たちが、連邦議員のエリジブル・プールを構成してきたのである。

エリジブル・プールから政治世界への転出には、一般的には仲介者が必要である。すなわち、エリジブル・プールの人間が政界進出を望むのであればその野心を正当化し、ためらうのであれば、選挙戦やあるいは経歴の大きな転換に伴う負担やリスクを軽減する、制度的な仲介者が必要である。その仲介者が、政党を中心とした補充エイジェントであり、女性の政治への進出も、多くの場合これらエイジェントの補充努力に負ってきた。しかしながら、補充エイジェントとしての政党は、これまで女性の補充に消極的ないし否定的であると批判されてきた。そして女性の側のそのような認識が、新たな補充エイジェントとしての女性組織の勃興を促した。一方、いわゆる政党の「衰退」は、政党の候補者補充機能を低下させ、その結果、連邦議会選挙は、「自己推薦」で出馬する「起業家」たちの「候補者中心選挙」に移行した。候補者中心選挙のキャンペーンは、選挙専門家を雇いメディアを駆使し、「カネ」のかかる選挙を現出させた⁽⁴⁾。

政党の「衰退」と、女性組織という新たな政治的補充エイジェントの出現、そして候補者中心選挙という新しい選挙パターンの登場は、アメリカの女性の政治的補充にどのようなインパクトを与えたのであろうか。筆者は、現在わが国における女性候補研究を進めている。本稿はその研究をまとめるにさきだち、比較の視座を確保するために、アメリカの事例に検討を加えるものである。ここでは、まずアメリカにおける女性の政治的補充パターンの歴史的变化を概説し、次に補充エイジェントの変化が女性の政治的補充に与えたインパクトを考

察する。

以下、第1章は、女性の政治的補充パターンにおける候補者資格要件の変化をみていくものである。1節では伝統的な補充パターンとしての「未亡人継承」とその消滅の過程が、2節では新たな候補者資格要件の下での女性と男性の「職業経歴における性差の縮小」が検証される。第2章では、本稿の最大の関心である、補充エージェントとしての政党と女性組織についての考察が試みられる。1節では政党が女性候補を支援する組織に変容しつつあることが、2節では女性組織や女性 PAC による候補者補充活動が、アメリカ政治における新しい選挙パターンに適合しつつあることが明らかにされる。

第1章 政治的補充パターンの変化

1 伝統的補充パターン：未亡人継承 — 「未亡人」という資格

アメリカにおける女性議員研究の古典、エミー・ワーナーの「連邦議会における女性：1917-1964」によれば、1920年以降20年間に連邦議会に議席を占めた女性議員の大多数は、一般投票によって議会に選出されたのではなく、現職で死亡した夫の議席を知事の任命によって継承した「未亡人議員」であった⁽¹⁾。女性が議会に補充される際に用いられた、この「未亡人継承」という伝統的パターンは、第二次世界大戦中やその後の女性の社会的進出に伴って徐々に姿を消し、新しい補充パターンにとって代わられることになる。

また、キンケイドによれば、1917年から76年までの約60年間に連邦議会に在職した女性議員の非常に多く——上院では73%、下院では50%——が、議員就任時に未亡人であり、さらに、連邦議会に女性を選出した38州のうち8州では、女性議員全員が未亡人継承による議席獲得者であった⁽²⁾。まさに「未亡人であること」が、女性が連邦議會議員になるための「必要条件」であるかのように思われたのである⁽³⁾。

未亡人継承についての評価は大きく分かれる。まず、それに対する批判の代表的なものは、政党によるこのような特殊な補充慣行が、未亡人の政治的能力の有無に関わらず、民主主義的な政治システムの中に「ダイナスティ」を永続化させるものだという指摘である⁽⁴⁾。一方、未亡人継承を積極的に評価する議論は、「夫が描いた政策目標を追求するのに、赤の他人よりは妻の方が有能」⁽⁵⁾

であり、また、「政治家の妻は地元有権者を熟知し、有権者も彼女を熟知しているのだから、未亡人は彼らにとって最も適合する代表となり得る」⁽⁶⁾など、夫への協力者としての政治生活の経験が、未亡人自らが政治に進出するための十分な資格要件を構成するという主張である。しかし、未亡人議員の政治的能力に対するこのような期待や肯定的評価に対し、二つの異なった立場からの批判がある。一つは、「未亡人への権限委譲は感傷的ネポティズムである。それは、我々がワシントンへ送った有能な政治家のタフさを、妻として知りつくしそれに耐えてきた女性は、それだけで地元有権者の承認に値するという思い込みである」⁽⁷⁾という批判、もう一つは、「亡夫の議席を継承した女性議員を、肯定的であれ否定的であれ未亡人議員としてみることは、彼女たちの実際の政治的有効性や能力に対する公平な評価を妨げる」⁽⁸⁾というものである。

それでは、実際、未亡人継承は、どのような状況の下に行われ、それは、補充エージェントとしての政党と女性との間の、どのような合意の下に実現したのだろうか。また、女性の公選職への進出というより広い視点からみた場合、それはどのように評価されるべきなのだろうか。

未亡人継承が行われるのは、「議席の継承をめぐる政党内部の抗争を回避するために未亡人を一時的な代役に立て、本命の＝男性の候補者が登場するまで有権者の同情を利用して議席を確保しようとする」⁽⁹⁾場合であり、「党内の派閥抗争の脅威が相手党の指名候補の脅威よりも大きい」⁽¹⁰⁾場合であって、それは政党の便宜主義を反映したものであるとする見解が一般的であるように思われる。また、未亡人は、「政治的野心をもたず、夫の公選職継承を、自発的にというよりは義務感から承諾し、任期満了と共に引退して再選を考慮することなどない」⁽¹¹⁾と一般に受けとめられていた。さらに、未亡人継承は亡夫の業績次第であり、未亡人が政党指名を受けるのは、亡夫が連邦議会である程度の年功を積み影響力を行使してきた場合、つまり、未亡人が、知名度においてだけではなく、夫の業績によって他の候補以上に有利だと考えられる場合⁽¹²⁾とされてきた。

しかし、未亡人継承に対する以上のような認識が、必ずしも実態をすべて正確に反映しているわけではない。たとえば、未亡人継承にまつわる「神話」の一つに、未亡人継承が行われる局面では、政党リーダーの根回しが行き届いているため、未亡人候補は競争に曝されず容易に議席を獲得できるというものがある⁽¹³⁾。確かに、未亡人候補の当選率は、そうでない女性候補に比べるとかな

アメリカにおける女性の政治的補充

り高い(表1参照)。しかし、これは一般に信じられているように競争に曝されないためではない。なぜなら、議席に空白が生じた場合、憲法上の規定によって、上院については空白議席に知事が後継者を任命することが可能であるが、下院については特別選挙によって新しいメンバーを選出することが定められている。1917年から76年の連邦議会に在職した未亡人議員35人のうち、知事任命によって「競争に曝されず」に議席を獲得した上院議員は4人にすぎない。したがって、未亡人議員の議会進出のほとんどは、選挙という民主的精査を経た結果なのである。しかもその場合でさえ、未亡人議員は、亡夫の議席を易々と手にいれたわけではない。無競争で議席を獲得した下院議員は5人にすぎず、他の多くは予備選挙や一般選挙を勝ち抜いてこなければならなかった¹⁴⁾のである。

さらに、夫の議席を継承した未亡人議員すべてが、政党の便宜主義に従って「本命」の登場と共に引退してしまったわけでも、夫の政治的遺産にのみ依存した政治活動を行ってきたわけでもない。確かに、未亡人継承が実現した後の政党の対応や未亡人議員の行動をみれば、このような認識が妥当であるように思われる例がないわけではない¹⁵⁾。しかし、「夫の死を乗り越え」¹⁶⁾て、自身の支持基盤を有権者の間に確立し再選を繰り返した未亡人議員も存在するし、指名を拒否されて「無所属候補」として出馬し議席を獲得した未亡人も存在するのである¹⁷⁾。

地域間比較によって、未亡人継承パターンの実態がさらに明らかになった。すなわち、「政党リーダーや活動家、有権者が未亡人を後継者に指名する傾向を強くもつ地域があり、西部や他の非南部諸州に比べて南部州が特にそうである」(表2参照)という。ガーツォグによれば、南部州においては、夫の議員経験が長い場合、夫が政党指導部にあった場合、また選挙区が自党に有利な安全区の場合には、政党が議席後継者に未亡人を指名する傾向が強い。南部・非南部の比較では、南部の安全区での未亡人指名の割合が競争区に比べて倍近く高いのに対し、非南部においては、安全区・競争区での未亡人指名の割合はほぼ均等である。南部では、予備選挙でも一般選挙でも未亡人が強力な対立候補に遭遇する例は少なく、非南部の約3分の1にすぎない。しかし、未亡人候補が亡夫の任期満了後に再指名を受ける割合は、非南部の65%に対し南部は19%にすぎない¹⁸⁾。すなわち、南部における未亡人継承の「特権」は、夫が死亡した直後の議席にのみ有効だといってよいだろう。

このように、南部における未亡人指名が、亡夫の政治的貢献に対する政党からの「恩賞」ともいうべき儀礼的色彩が強いのに対し、非南部における未亡人指名は、亡夫の政治的遺産だけでなく未亡人自身の能力や業績が、候補者選考プロセスの中で評価された結果であると考えられる。未亡人継承パターンにみられる南部と非南部のこのような違いは、それぞれの「政治文化」¹⁹⁾をある程度反映していよう。すなわち、歴史的に民主党一党支配が根強い南部諸州では、予備選挙の上にさらにランオフ・プライマリー (runoff primary)²⁰⁾が行われるなど、候補者選考プロセスがマシンにコントロールされてきた。さらに、女性の政治参加に消極的な地域的政治文化の特質²¹⁾を考慮に入れば、南部における未亡人継承は、政党リーダーたちが亡き同胞の家族に対して払う敬愛の「しるし」以上のものではなく、しかもそれが実現するのは、女性たちが南部固有の政治文化の中で承認された、あるべき「未亡人役割」に適合した場合にのみ限定されていたように思われる²²⁾。

以上みたように、未亡人継承は、特に南部州においては、連邦議会への女性の政治的補充の伝統的パターンであった。しかしながら、「現職で死亡した議員の未亡人であること」は、それだけで選挙の安易な成功を意味したわけではない。また、これによって議席を継承した未亡人すべてが、一時的で受動的な役割に満足していたわけでもない。なぜなら、特に非南部では、未亡人継承が、政党の便宜主義や形式主義に終わらず、むしろ有能で野心的な女性たちの政治的進出と政治活動を可能にする「踏切り板」としての役割を果たしてきたケースが、いくつか存在するからである。

未亡人継承によって議会に進出する女性の数は、近年減少傾向にある。1940年までの連邦議会では、未亡人議員が非未亡人議員を上回っていたが、60年代前半までに逆転し、その後82年までの連邦議会では、非未亡人議員が未亡人議員を約3.6倍上回った(表1参照)。未亡人議員が減少した背景には、一つには、現職男性議員の死亡率が低下して未亡人継承の前提条件がなくなったこと、次に、南部の政治的環境が変化し、未亡人継承という特殊な補充パターンを可能にしてきた民主党一党支配が崩れたこと、さらに、夫婦関係に依存しない新たな候補者資格要件が女性にも求められるようになり、女性候補の補充パターンが変化したこと²³⁾などがあると考えられる。

以下2節では、女性候補の新しい補充パターンを、候補者資格要件の変化との関係から考察する。

表1 非現職未亡人候補と非現職非未亡人候補の指名と選出(1916-1982 連邦下院)

	1916-1940(第65-76議会)		1941-1964(77-88)		1965-1982(89-97)		1916-1982(65-97)	
	未亡人	非未亡人	未亡人	非未亡人	未亡人	非未亡人	未亡人	非未亡人
指名数	15	69	17	130	9	238	41	437
選出数	14	11	14	21	8	29	36	61
選出率(%)	93	16	82	16	89	12	88	14

特別選挙に出馬した未亡人の数は含まない。

出典：Gertzog, *Congressional Women*, p. 18.

表2 現職議員の死亡による空白議席に未亡人が指名された割合(1917-1982 連邦下院)

時代区分	全 体		南 部		非 南 部	
	%	議席数	%	議席数	%	議席数
1917-1940	12	141	17	42	7	99
1941-1964	18	97	28	18	14	79
1965-1982	24	34	44	9	16	25

出典：Gertzog, *Congressional Women*, p. 30.

2 新しい補充パターン：

職業経歴における性差の縮小—資格要件の「男性化」

近年連邦議会における未亡人議員数は減少し、女性議員全体に占めるその割合も小さくなった。一方、連邦議会における女性議員数そのものはこの間必ずしも劇的に増大したわけではない。したがって、連邦議会の女性たちに起こった変化は、量的というよりはむしろ質的なものであると考えられる。候補者が政治的成功に転換できるリソースの性質は、時代や場所や状況によって変化する²⁴⁾。したがって、未亡人議員の減少は、「夫の政治的遺産」が今日ではもはやリソースとしての有効性を失いつつあること、そして「未亡人であること」

に拠ってではなく、それに代わる新たな資格要件に拠って、女性の政治的補充が行われつつあることを示している。

初期の女性議員たちは、「未亡人継承」に典型的にみられる家族コネクションや、あるいは家族の豊かな財産をリソースとして連邦議会に進出してきた²⁶⁾。しかし、1940年以降、これらのリソースを背景に議会に選出される女性は減少し、それに代わって、弁護士資格をもつ女性や、州や地方の議会で公選職経験を積んだ女性たちが連邦議会に進出し始めた。特に65年以降の連邦議会ではこの傾向が強まり、男性同様女性にとっても議員になるための基本的条件として、弁護士資格と公選職経験とが重視されるようになった。すなわち、女性候補の補充パターンは、家族コネクションや家族の財産といった候補者の属性的リソースではなく、業績や経験など候補者個人が獲得した能力をリソースとして重視する方向へ転換したのである²⁶⁾。

連邦議会に選出されるために必要な「信用証明」は、高学歴で高い地位の専門職に従事していること、すなわち社会経済的エリートたることである。アメリカにおいて、現在この信用証明を獲得する最も一般的方法是、「弁護士になること」である²⁷⁾。西側先進諸国中、アメリカは国会議員に占める弁護士の割合が最も高い²⁸⁾。というのも、弁護士は、検察官や司法長官など法曹関係の公選職を独占して有権者に注目される機会が多い上、選挙に破れても生計が成り立つ職業だからである²⁹⁾。近年、女性連邦議員の中に弁護士資格をもつものの割合が増えてきた。第二次世界大戦以前に連邦下院に選出された女性議員中、法律の専門トレーニングを受けた女性は8%にすぎなかったが、1965年から82年までの下院ではその割合は26%に上昇している。これら女性議員から未亡人議員を除くとその割合はさらに高くなり、70年代には33%に達した(表3参照)。全男性議員中弁護士資格をもつものの割合は、やや減少傾向にあるとはいえ、50%以上である(図1参照)。したがって、女性議員の中に弁護士が増えつつあることは、女性たちの間で、「弁護士→政治家」のキャリア・ルートが、「政治の現実への論理的適応」³⁰⁾とみなされるようになったことを示している。一方補充エイジェントや有権者にとっても、女性弁護士は、「勝つ見込みのある候補者」として「真剣な選択の対象」³¹⁾となった。弁護士全体に占める女性の割合も増加傾向にあり³²⁾、女性連邦議員の候補者予備軍は増強されつつあるといえるだろう。

以上のことから、女性が連邦議会議員になるまでの経歴にみられる変化は、一方では、有権者が女性に求める候補者資格要件が男性候補に対するのと同様立法能力をもつこととされ、それに適合した政治的補充が行われていったことの結果であり、もう一方では、高学歴化と専門的職業分野への進出といった女性の側の変化が女性のエリジブル・プールを拡大し、その政治的補充を構造的に可能にしたためであると考えられよう。女性・男性議員間にかつてみられた資格要件の差の縮小を、トンプソンは女性・男性の「職業経歴の収斂」(career convergence)⁶³と評している。

弁護士という職業的背景以外に候補者資格要件として重視されるのは、政治における公職経験である。政党内での役職経験や、州・地方レベルでの公選職経験は、連邦議会へ女性を補充する際の重要な資格要件の一つになってきた⁶⁴。またビジネス・エリートも、公職経験者同様、連邦議員候補の重要な予備軍である。しかし、女性のビジネス・エリートは依然少数であるため、この層から補充される候補者の圧倒的多数は男性である。したがって、女性候補にとって、州・地方レベルでの公選職経験や政党での役職経験は、候補者資格要件として、男性の場合以上に大きな意味をもつと思われる。1964年から82年までの選挙で連邦下院に選出された女性議員のうち53%は、州または地方レベルでの公選職経験者であった⁶⁵。また、「女性の年」1992年に連邦上・下院に当選した(あるいは改選なしでとどまった)現職・新人女性54人のうち、26人は州議会、12人は市議会、4人はカウンティ議会の議員を、また1人は市長、他の1人は教育委員を、連邦議会選出前に経験している⁶⁶。

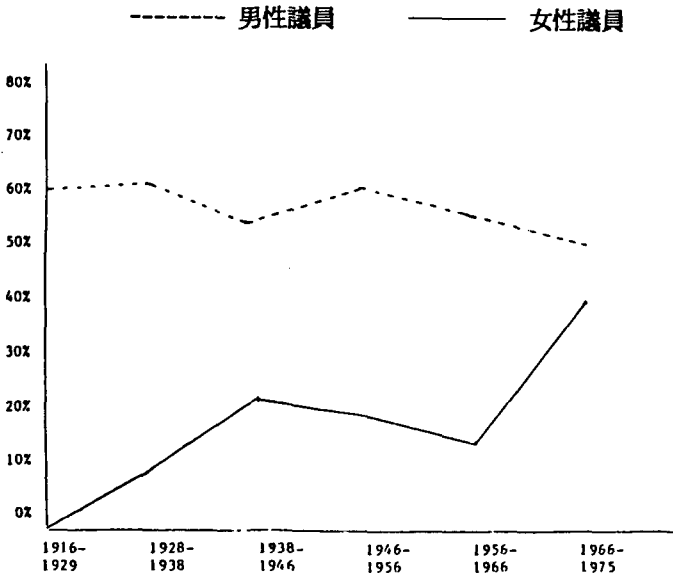
公選職に求められる資格要件は、公選職のレベルや専門度によって異なり、それによって候補者の職業的背景や政治的経験も異なる。女性候補の職業的背景は、州議会やそれ以下のレベルの公選職では、教師やソーシャル・ワーカーなど、いわゆる女性の伝統的職業分野に属するものが多い⁶⁷が、連邦議会のような高いレベルの公選職においては、それは次第に男性議員の職業的背景に接近してきている(表4参照)。

資格要件の、こうしたいわば「男性化」は、女性候補のその他の個人的特質における「男性化」をも促進した。すなわち、女性議員の初当選時の年齢が下がって男性議員の平均に近づき、未亡人や未婚者に代わって既婚者が増え、さらに17才以下の子供をもつ既婚者の割合が増えた。また離婚経験者も選出され

るようになった⁶⁸。このことは、これまでほとんど不可能とされ、そのために女性の広範な政治的補充を妨げてきた、「家庭責任と政治生活の両立」という困難な問題が、ある程度克服されつつあることを示している。それは同時に、十分な資格要件をもちながら、伝統的な役割規範や社会規範のために候補者予備軍への参入を保留してきた女性たちを、候補者補充市場に解放したという意味で、補充プロセスの「民主化を反映したもの」⁶⁹とみることができるだろう。

有力な候補者をこの市場から探し出し、彼らが議員として選出されるための民主的手続き＝選挙に深く関わるのが補充エイジェントである。次章では、伝統的な補充エイジェントである政党と、新しいエイジェントとして60年代後半に登場した女性組織、及び70年代以降設立された女性 PAC (Political Action Committee＝政治活動委員会) について考察する。

図1 法律学位取得者の割合 (1916—1975 連邦下院)



出典：Thompson, "Career Convergence," p. 75.

表3 女性連邦議員に占める弁護士の割合 (1917-1982)

議 会	全女性議員		非未亡人議員	
	弁護士	議員数	弁護士	議員数
65-76議会 (1917-1940)	8% (2)	26	17% (2)	12
77-88議会 (1941-1964)	13% (5)	38	21% (5)	24
89-98議会 (1965-1982)	26% (10)	38	33% (10)	30

出典：Gertzog, *Congressional Women*, p. 40. %の後の()は人数

表4 連邦議員の職業的背景 (1916-1975)

	性別	法律関係	ビジネス	公務員	教育職	主婦
1916-1929	男性	41%	33%	10%	2%	0%
	女性	0	0	33	33	33
1929-1938	男性	56	26	5	5	0
	女性	8	0	17	0	42
1938-1946	男性	48	33	10	5	0
	女性	20	7	13	7	33
1946-1956	男性	59	33	3	0	0
	女性	19	6	25	19	6
1956-1968	男性	56	23	3	10	0
	女性	15	15	46	0	23
1968-1975	男性	47	18	21	3	0
	女性	37	11	26	0	16

出典：Thompson, "Career Convergence," p. 78.

なお、以上の分類ではすべての職業を含みきれないためパーセントの合計は100にならない

第2章 政治的補充エイジェントの変化

1 伝統的補充エイジェント：

政党 — その変容と女性の政治的補充

アメリカの政党が果たすいくつかの政治的機能の中で、公選職候補の指名と選出を行う政治的補充機能は最も基本的なものであり、「候補者を引きつけることも指名することもできない政党は、権力獲得の初歩的な機会を放棄した」⁽¹⁾とみなされてきた。しかし、政党を政党たらしめるこの重要な補充機能は、女性の政治的進出を、むしろ阻害する構造的要因の一つであるとしばしば指摘されてきた。それは、一つには、政党が候補者補充に「性の二重基準」を設け、女性を真剣な補充対象＝候補者とみなしてこなかった⁽²⁾からであり、二つには、女性が指名を受けるケースが、対抗政党が圧倒的に強く自党に勝つ見込みの全くない「投げ捨て」⁽³⁾選挙区での、いわゆる「犠牲の羊」⁽⁴⁾候補としてであったからである。しかし、政党と女性の政治的補充に関する以上の指摘が、必ずしも適切とはいえない変化が起こりつつある。なぜなら、20世紀におけるアメリカの政党の変容は、その候補者補充機能に大きな変化をもたらし、その変化は、1970年代以降、女性の政治的補充に少なからぬインパクトを与えたからである。

(1) 政党の変容：政党の「衰退」

19世紀末から20世紀はじめにかけての「革新主義運動」によって、州・地方レベルで政治改革の気運が高まり、それは国政レベルにも波及した。革新主義運動の政治改革は、政府をより参加民主主義的な構造に改編することをめざしたものであり、運動の影響を受けてアメリカの政党も大きな変容を迫られることになった。

まず、選挙制度改革のひとつとして20世紀初めに導入された「直接予備選挙」は、指名候補の選考プロセスにおける政党の影響力を低下させた。19世紀における候補者指名の一般的な慣行は、党大会を開催し、政党有力者たちが選挙区内のカウンティあるいはタウンから候補者をたらい回しに指名するものであったが、この候補者補充慣行が予備選挙にとって代わられたからである⁽⁵⁾。予備

アメリカにおける女性の政治的補充

選挙の導入は、さらに、それまでの「たらい回し慣行」によって再選の機会を奪われてきた現職議員に、再び議席を獲得するチャンスを与えることになった⁽⁶⁾。

オーストラリア式投票 (Australian ballot)⁽⁷⁾の導入も政党の影響力を低下させた。投票方法の改革によって秘密投票が保証され、投票用紙の印刷と配布が政党管理から州政府の管理下に移った。また、投票用紙には合法的に指名された候補者名がすべて記載されることになった。この結果、政党有力者が勝手に候補者名を投票用紙から抹消する等の行為は不可能になり⁽⁸⁾、一方知名度で勝る現職が優位に立った⁽⁹⁾。一般選挙の投票用紙には、公選職に出馬するすべての政党の指名候補者名が記載され、有権者が公選職毎に異なる政党の候補者に投票することも可能になった。投票用紙の形式によってはこの「分割投票」がさらに容易になり、それは候補者選好における政党の重要性を相対的に低下させる効果をもった⁽¹⁰⁾。

連邦議会内の改革もこれらの流れに呼応した。1910年の「反乱」⁽¹¹⁾によって、連邦議会では政党リーダーの影響力が弱まり、「先任者優位制」(seniority rule)が確立した。党議拘束は弱まり、協力やチームワーク以上に議員経歴の長さが重要になった⁽¹²⁾。その結果議会内で現職議員の発言権が強まり、それは選挙における現職優位を促進した。1920年までには、以上のような革新主義的改革に加えて、女性参政権が確立し、選挙における競争構造は大きく変化したのである。

一方、社会経済的变化も政党の弱体化に拍車をかけた。ローズベルトのニューディールに始まり、ジョンソンの「偉大な社会」(Great Society)によって拡大された社会福祉分野における政府の大きな役割は、福祉の日常的配分を通じて投票を支配し、候補者補充に影響力を行使してきた政党ボストマシン——選挙・政治改革を生き延びてきた——に致命的な打撃を与えた⁽¹³⁾。さらに、1950年以降の人口の爆発的増加と人口移動、テレビを中心とするマス・メディアの普及による情報の全国化は、個人的な人間関係や安定した近隣関係に依存してきた地方政党の組織力を低下させた⁽¹⁴⁾。

このように、候補者補充機能を含む選挙政治全体における政党の弱体化は、選挙運動のスタイルと選挙の「勝利パターン」を大きく変化させた。すなわち、候補者は、「自己推薦」によって政党指名競争に参入し、プロの選挙コンサル

タントを雇い、メディアを多用する「候補者中心選挙」(candidate-centered campaign)を展開した¹⁴⁹。連邦下院選挙においては「現職優位性」が確立する一方¹⁴⁸、選挙資金の多寡が選挙結果に重大な影響を与えるようになったのである¹⁴⁷。

しかしながら、有権者に対する政党の吸引力は1960年代前半までは持続していた。有権者間にはなお固定的な政党支持態度が観察され、候補者選好における政党の重要性は依然として大きかったからである¹⁴⁸。しかし、1960年代後半になると、有権者間に政党帰属意識の低下と無党派層の増大傾向がみられ、投票態度の決定における政党の重要性は低下した。分割投票が増大し制度としての政党への評価が低下して、有権者の意識においても政党は「衰退」したのである¹⁴⁹。

(2) 政党の「衰退」と女性の政治的補充

以上みたように、政党の変容は、政党の候補者補充機能と選挙における勝利パターンとに大きな影響を与えてきた。それでは、これらの変化は、政党による女性の政治的補充にどのようなインパクトを与えたのだろうか。

政党は、女性の政治的進出を阻害する「障壁」であるとしばしば指摘されてきた。したがって、政党の「衰退」は、女性候補の指名と選出に対する政党コントロールの弱体化を意味し、女性の政治的補充に有利な影響を与えることが期待された。しかし逆に、政党の「衰退」による候補者補充機能の低下は、女性の政治的進出にむしろネガティブな効果を与えてきたという指摘がなされている。さらに、最近の実証研究は、政党内の「新しい変化」によって、政党が女性候補の指名と選出を積極的に推進する組織に変容しつつあると指摘する。すなわち、政党が女性候補の出馬の「障壁」となるケースが減少したばかりでなく、むしろそれを奨励するケースが増えているというのである。そのような指摘が正しいとするならば、どのような要因が、アメリカの政党を「女性を阻害する政党」から「女性を支援する政党」に変えたのだろうか。また、この変化は、政党の「衰退」とどのような関係があるのだろうか。

(a) 「障壁」としての政党

出馬経験のある女性たちは、概して、予備選挙に勝って政党指名を受ける方

が、一般選挙で勝利する以上に困難であると感じている⁽²⁰⁾。予備選挙に勝っていったん政党指名候補になってしまうと、候補者の性別によらず知名度が上がり、選挙資金や運動員の提供など、一般選挙を戦うための有利な支援を多方面から獲得することが容易になる。したがって、もし政党が女性の政治的補充の「障壁」であるという従来の指摘が正しいのであれば、一般選挙の前の段階、すなわち予備選挙や予備選挙にいたるまでの過程での、立候補予定者に対する政党側の非公式な「候補者ふるい分け」に、「政党障壁論」の根拠があるように思われる⁽²¹⁾。

たとえば、現職議員の不出馬が確実にされた選挙区で、政党リーダーや有力者が早くから男性候補の積極的な補充に乗り出し、予備選挙前に多大な資金を提供して女性候補を不利にした例⁽²²⁾や、あるいは、女性候補を立てて勝つぐらいなら選挙に負けた方がよいとすら考えている政党幹部の反女性主義⁽²³⁾などは、政党が女性の政治的進出の「障壁」となる典型である。これに対抗して、女性が自身を有力候補として政党に認知させるためには、予備選挙で圧勝できるだけの大規模な草の根的支持グループを政党外に形成し、政党に圧力をかけるといった戦略がしばしば必要になる⁽²⁴⁾。いうまでもなく、予備選挙に自由な出馬を保証することは、有権者に最大限の選択を可能にするという意味で重要である。キャロルが指摘するように、有権者は、確かに、一般選挙を通して「統治するのは誰か」を最終的に決定できるかもしれない。しかし、それに先行する「競争するのは誰か」の決定に参画できない限り、彼らは最も重要な発言権を行使できない⁽²⁵⁾からである。

ところで、政党リーダーたちも、新しい社会的利益集団としての女性の圧力に気づかなかつたわけではない。彼らは、社会秩序を維持していくためには、新しいグループ（＝女性）に政治過程においてその利益を主張する手段を保証することを示す必要があるが、同時に、これによって旧グループ（＝男性）の既得権益が脅かされないようにしなければならないと考えた。そこで、彼らは、女性に出馬のチャンスを与えつつ同時にその成功の可能性を最小限にとどめようとすることで、双方からの圧力をかわそうとしたのである。女性の政治的補充が、低いレベルの公職選挙、勝つ見込みのない選挙区や複数選挙区を中心に行われた⁽²⁶⁾のは、政党リーダーたちのこのような思惑を反映したものと考えられる。

このようにみえてくると、政党が女性の政治的進出に対する「障壁」であった

という指摘は、かなり妥当であるように思われる。したがって、政党の「衰退」、とりわけ性差別的な候補者補充機能の「衰退」は、女性の政治的補充に有利に作用することが期待された。しかし、政党の「衰退」が、実際にはむしろ連邦議会における女性の政治的過小代表を招いているという、これまでの知見に対立する見解が近年示されている。

(b) 政党の統制力と女性の政治的補充

新しい議論は、政党の「衰退」による候補者補充機能の低下が、アメリカ政党の本来的特質である全国政党としての構造上の弱さと相まって、女性の政治的進出にネガティブに作用したと指摘する。

アメリカの政党は、その最大特徴たる地方分権制の故に、地方、州、連邦のそれぞれのレベルで基本的に独立した組織を構成し、さらに、大統領、連邦議会、州といった「政府の分立」は、それぞれの公選職の周辺に相互に連携しない独立した補充グループを形成してきた。すなわち、アメリカの政党は、全米規模で影響力を行使できる集権的メカニズムをもたなかったため、公選職に挑戦する政党の正式候補を決定するプロセスを統制できなかった²⁷⁾のである。アメリカの政党には、ヨーロッパの政党にみられるような、候補者の出馬を調整し監視する、党の正式な「候補者選考委員会」がそもそも存在しなかった。加えて、候補者選考に影響力をもつマシーンが、予備選挙の導入や普及に伴って徐々に衰退していった結果、自己推薦によって、誰でも自由に選挙に出馬できるようになった。このことは、女性の指名競争への参入を可能にする一方、政党が女性候補の積極的指名を推進する統一的な政党構造をもち得なくなったということを意味していた。

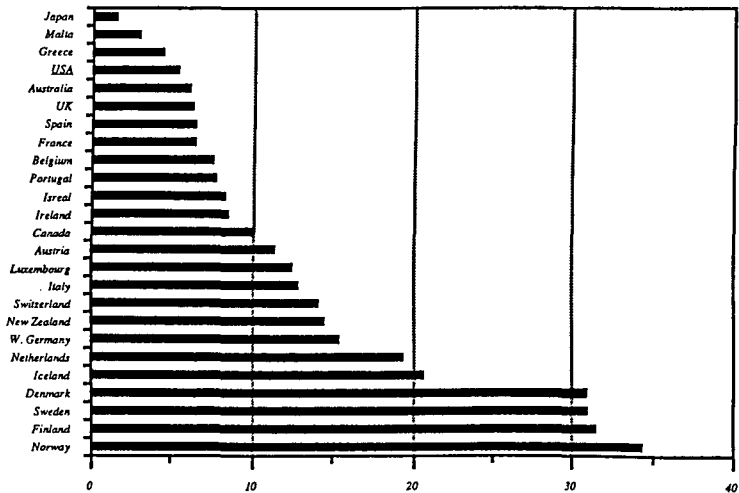
マシューズは、アメリカの政党の統制力の弱さと、予備選挙という自己推薦による出馬形式、さらに候補者中心の選挙運動が、選挙における「起業家」スタイルを促進し、女性候補にむしろ不利に働いていると指摘した²⁸⁾。バーンスタインの観察もマシューズの指摘を裏付ける。バーンスタインによれば、連邦議会のオープン・シートになった議席をめぐる政党の指名競争＝予備選挙では、「若く野心的な」男性候補がそれらのリソースに劣る女性候補に圧勝するケースが多い。このような場合、女性はオープン・シート選挙区という連邦議会進出のための絶好のチャンスを生かすことができない。したがって、連邦議会の低い女性議員比率の原因は、ひとつには、出馬候補者の調整ができない政党の

アメリカにおける女性の政治的補充

統制力の弱さに求められる⁽²⁹⁾のである。一方、ディーバーは、政党の組織的支援を背景に連邦議会選挙に成功した女性候補の例を挙げ、女性議員の増大によって、候補者指名における政党の統制力がいかに重要かを指摘している⁽³⁰⁾。パーレルも、80年代の政党活動の観察から、「政党が候補者指名過程をより強力にコントロールした方が女性の指名と選出は増えたかもしれない⁽³¹⁾」と指摘している。

アメリカの政党は、ボスマシーンに代えて民主的に候補者の出馬をコントロールする補充機能を、組織的に構築することができなかった。その結果、予備選挙は「起業家」たちの自由競争市場となり、リソースに欠ける女性候補の政治的進出に必ずしも有利とはいえない状況が生まれたのである。アメリカ政党の全国組織としての統制力の欠如は、強力な指導体制によって女性候補の指名と選出を推進してきた西欧諸国の政党との間に、国会レベルにおける女性議員比率において大きな違いをつくりだしている（図2参照）。国会レベルにおける女性議員比率の国際比較研究では、政党組織だけでなく選挙制度も女性の

図2 女性国会議員比率 (25か国比較 1985—1987)



出典： Rule and Zimmerman eds., *United States Electoral Systems*, p. 43

政治的進出に大きな影響をもつことが報告されている。選挙制度と女性議員比率の関係についてはここでは詳述しないが⁸²⁾、概して、女性議員比率が高いヨーロッパ諸国ではリスト型比例代表制が採用され、かつ候補者の名簿登載順位に政党が強い統制力をもつ傾向があることが指摘されている⁸³⁾。

それでは、女性たちは政党の「衰退」から何の恩恵も享受することなく、むしろ不利な競争世界に引き込まれてしまったのだろうか。これに対して新しい観察は、女性の指名と選出にとって政党が好ましい存在に変わりつつあることを指摘する。すなわち、それによれば、党内改革によって女性が指導層に参入し次第に影響力を拡大した結果、政党は女性候補を積極的に指名し選出する組織に変容したのである。

(3) 政党の「新たな変容」：政党と女性の新しい関係

政党は、80年代に入ると女性の指名や選出に積極的な対応を示すようになり、政党と女性の間に新しい関係が構築された。パーレルによれば、政党が変化した要因は次の3点に求められる。それらは、第一に党内エリート層の交代、第二に、投票行動における男女差の重要性を認識した政党側の政治的配慮、第三に政党内部に女性組織がつくられたこと⁸⁴⁾である。

(a) 政党エリートとしての女性

政党エリート層への女性の参入は、政党の民主化改革と共に始まった。民主党においては、1964年のミシシッピ州選出代議員資格問題や、1968年のシカゴでの全国党大会の混乱に対する内部批判を契機に、党大会の民主的運営のための改革委員会が69年に設置された。マクガバン＝フレイザー委員会とよばれたその委員会は、大統領指名のための党大会代議員選出規定に関する改革を行い、その結果、1972年の党大会からは、より多くのマイノリティ、女性、青年が代議員として選出されるようになった。1976年の党大会では、代議員数の男女比率をそれぞれ50%にする議案が提出され否決されたが、この50%ルールは2年後に全国委員会によって採用された⁸⁵⁾。民主党の改革は共和党内にも改革を促し、全国党大会の代議員全体に女性が占める割合は、民主、共和両党で飛躍的に高まったのである。代議員に選出されることは、「政党エリートとして認められたことの証」⁸⁶⁾である。それは、党内の高い役職や公選職を獲得するためのキャリア・ルートにとって重要な意味をもつ。

80年代前半には、民主党においても共和党においても、全国委員会の委員長や政治部長、大統領選挙の総括責任者、また地方レベルでは州委員会の委員長をはじめ多くの要職に女性が就任した³⁷⁾。これらの役職の中には単に形式上の地位に過ぎないものがないわけではないが³⁸⁾、政党指導部に参入した女性たちの多くは、その地位を利用し党のリソースを積極的に配分することにより、女性候補の指名と選出を助けたのである³⁹⁾。女性たちの政党活動は、「週48時間のボランティア活動」⁴⁰⁾、あるいは、選挙キャンペーンで「女は封筒の宛名書きや切手貼りに精を出し、一方男は戦略を練る」⁴¹⁾などに代表される、雑用やルーティン・ワークの担い手といった旧来のステレオタイプから大きく踏み出すことになったのである。

政党改革によってより多くの女性に政党エリートへの道が開かれたことは、政党内における女性の地位向上に貢献し、政党活動の最終ゴールとしての公選職への進出を女性たちに容易にした。政党内の公的地位における男女の平等が、必ずしも公選職上の性の平等に直結しているわけではない⁴²⁾が、このような変化が、公選職者の男女差の縮小に徐々にではあれ貢献しつつあることは確かであるように思われる。

(b) 政治的態度における性差：ジェンダー・ギャップ

政治現象としてのジェンダー・ギャップとは、1980年の大統領選挙の結果明らかになった、有権者間の政治的志向と投票行動における著しい男女差のことである。1952年頃から、投票行動における男女差の存在はある程度認識されていたが、女性がブロックとして選挙結果に大きなインパクトを与え得る存在として認識されたのは、80年が最初であった⁴³⁾。ジェンダー・ギャップは、この年の大統領選挙にのみ特殊な現象だったわけではなく、82年の中間選挙以降現在まで継続して観察されており、特に女性有権者の民主党支持が、連邦議会、州知事、州議会選挙における民主党の勝利に大きく貢献した⁴⁴⁾といわれている。

投票行動におけるジェンダー・ギャップは、政党の活動に影響を与えた。1983年、民主、共和の両党とも、「女性指導者会議＝Women Leadership Council」を開催し、ジェンダー・ギャップに対応する選挙戦略を考案し始めた。女性政党活動家を対象としたこの全米規模の会議においては、彼らに政党の政策を周知させること、出馬を奨励すること、選挙運動のための実践的ワークショップを提供することなどが確認された⁴⁵⁾。

特に、ジェンダー・ギャップの影響を大きく受けた共和党は、女性の積極的登用や活用によって不利を挽回しようとした。1984年の大統領選挙では、選対責任者の一人に女性を任命し、他の要職にも女性を登用するなど、女性票の獲得を狙った活動が党内で活発化した。共和党は、さらに、女性候補への積極的支援が党の利益になると判断し、連邦上院議員選挙に出馬予定の女性候補に対し、予備選挙前に一人あたり1万5000ドルの資金援助を行ったのである。これらの選挙区は、一般選挙で共和党に勝つ見込みのない「絶望区」であったが、女性候補支援の姿勢を宣伝する意味ではある程度有効だった。しかしながら、女性候補に対する政党の支援が「単なる形式」の域を脱するものになるかどうかは、自党が有利な選挙区で女性を実際に指名するかどうかにかかっている⁴⁶⁾ことはいうまでもない。

一方、民主党内の選挙対策委員会は1986年「女性連邦議会会議 = Women's Congressional Council」を設立し、女性下院議員候補のための資金調達活動を活発に展開した。最近の連邦下院選挙においては、政党からの資金援助に候補者の性による差別はほとんど見られないという報告がある⁴⁷⁾。以上みたように、ジェンダー・ギャップの認識を契機とした政党の女性票対策によって、政党内女性活動家の登用や女性候補の指名と選出が民主、共和両党において積極的に推進されたのである。

(c) 政党内の女性組織

女性候補を支援することによって女性票を獲得しようとした、以上のような民主、共和両政党の活動は、当時の選挙対策責任者個人の裁量によって促進された側面が大きく、必ずしも政党構造の中に組み込まれた制度として確立されたものではなかった⁴⁸⁾。女性候補の出馬を促進し支援するための政党内組織としては、むしろ、民主党では1982年に開設された「エレノア・ローズベルト基金 = Eleanor Roosevelt Fund」を、共和党では、「全米共和党女性連合 = the National Federation of Republican Women」をあげることができる。前者は、州や地方レベルの公選職に出馬する女性候補を支援する組織であり、連邦レベルの公選職候補を直接支援する組織ではない。しかし、州や地方における政治的経験が連邦の公選職へつながるキャリア・ルートとして女性にとって特に大きな意味をもつことを考えれば、資金援助だけでなく、運動員や選挙技術の提供、あるいは地域毎のトレーニング・セッションの開催などを通して、女性の

政治的進出に貢献してきたこの組織を過小に評価することはできない。一方後者は、形式上は共和党全国委員会に附属するが、財政上は独立した会員制組織である。「全米共和党女性連合」は、当初、地方の女性政党活動家の教育プログラムを重視していたが、80年代後半に女性候補の補充活動やそのトレーニング・プログラムを開始した。90年には、州と地方レベルの女性候補補充活動のための「プロジェクト・90」とよばれる行動計画をスタートさせた⁴⁹。

女性の組織的活動が政党内で正統性をどのように確立できるかは、政党の政治文化と深く関わる。フリーマンによれば、民主党の政治文化においては、「自分が誰を代表するか」に正統性の根拠が求められ、共和党の政治文化においては、「自分が誰を知っているか、自分は誰なのか」にそれが求められる。したがって、民主党が党内改革の要求により敏感に反応するのに対し、共和党は指導層の変化により敏感に反応する⁵⁰。民主党は多元的な利益団体の集合体であり、次々に新しい運動を吸収し、新しいグループを党に引き込むことによって繰り返し再生し、多数党であり続けてきた⁵¹。したがって、民主党においては、女性たちは新しい利益団体の一つとして党指導部に挑戦し、それに成功して党内で正統性を確立してきたのである。他方、統一性と同質性を特徴とする共和党においては、個別の政策課題や関心を抱えたグループの参入は歓迎されず、特殊な利益のための活動に関与することは、政党への忠誠心に背反すると考えられてきた。したがって、女性たちが女性問題への関心と関与を活動の中心に据え、利益団体として党内で正統性を確立することは困難であった。しかし、党指導部の動向に敏感な共和党では、強力な「男性」リーダーの支持が得られれば、女性問題に対する党内の関心のある程度高めることは可能である。共和党では、誰であれ正統性を党内で確立するためには、アクセスするリーダーの選択を誤ってはならず、影響力をもつ男性リーダーとのつながりが特に重要である⁵²。以上みたような政党文化の違いから、女性は共和党よりも民主党内で、より大きな影響力を行使できると考えられる⁵³のである。

しかしながら、1988年の共和党全国大会では、80年のレーガン指名以来主流から遠ざけられていた「選択権支持派」(pro-choice)⁵⁴の女性議員が、再び発言力をもつようになった。彼らは、右派の反対を抑え、共和党の綱領に保育の重要性を加えることに成功した。保育、教育、保健問題は伝統的に民主党の政治課題であったが、これらの争点に関する女性有権者の選好が民主党を利し、ジェンダー・ギャップの拡大に貢献していることが明白になったからである。

この党大会では、WCF（女性選挙基金＝後述）から支援を受けている女性議員や、WCFの理事会メンバーである女性たちが奔走し、民主党同様共和党も、積極的に女性候補の補充に努力する旨が綱領中に明記された⁶⁹のである。

さて、以上みたように、政党によって程度の差はあるものの、党内の女性の組織的な活動によって、政党は次第に女性候補を支援する組織に変化してきた。バーレルによれば、80年代、政党の女性候補に対する態度は、「無関心」から「特別な関心」へと移行したが、90年代には、女性候補の指名と選出は政党にとって「主流」になった⁶⁹のである。アメリカの政党は、確かに、女性の政治的進出の「障壁」ではなくなりつつある。しかし、アメリカの政党は、ヨーロッパの政党と異なり、より多くの女性の指名を可能にするために候補者選出過程に介入することはできない。公選職をめざす女性たちは、弱い政党システムの中で、リソース豊かな男性起業家たちと、しばしば苛酷なレースを展開しなければならない。以上の意味において、「政党の変容」は、女性の政治的補充にプラスとマイナス両方の効果をもったといえよう。候補者選考過程に介入できない政党の弱さを補い、男性起業家に対抗するリソースを女性候補に提供できる、新たな政治的補充エイジェントが、全米規模の女性組織である。

2 新しい補充エイジェント：

女性組織・女性 PAC — その影響力の拡大と女性の政治的補充

政党は女性の指名と選出にとって必ずしも強固な「障壁」ではなくなったが、同時に、自由競争である予備選挙で女性を有利にするためのリソースを十分に提供できる組織でもなくなった。候補者中心選挙は、資金や動員力などのリソースでしばしば相手（概して男性の現職）候補に劣る女性候補には、困難な競争である。選挙戦のごく初期に、資金や労働力や選挙技術についての専門的アドバイスが得られれば、女性候補は不利をある程度克服することができるだろう。

1966年に設立されたNOW（National Organization for Women＝全米女性機構）をはじめいくつかの全米規模の女性組織は、女性候補の指名と選出に対する支援を目的に、PAC（Political Action Committee＝政治活動委員会）をつくり、選挙資金の調達や種々の選挙技術の提供を開始した。これらの組織にとっては、有能な女性候補を支援し当選させ、自分たちの代表として議会に送り込

アメリカにおける女性の政治的補充

むことは、その利益を政策に実現させる最も効果的な方法である。これらの女性組織・PACの多くは、民主、共和両政党内の女性活動家と連携しつつ、政党を超えた、また時には政党と対立する補充エイジェントとして、近年極めて大きな役割を果たすようになった。

本節では、これら女性PACのうち、その歴史や規模によって社会的影響力が依然大きい伝統的なPAC、また「女性の年」とよばれた1992年の選挙で、連邦議会への女性の大量進出に貢献した新しいPACの活動を考察する。

(1) 女性組織・女性PACの成立：NOW、NWPCとWCF

NOW (National Organization for Women)

NOWは、設立以来アメリカの女性運動の「主流」を自認し、現在でもなお全米最大規模の女性政治組織である⁵⁷⁾。アメリカの女性運動の流れについてここで詳述する余裕はないが、NOW成立の背景についてごく簡単に触れるなら、それは1964年に成立した公民権法第7編の性差別禁止条項が、法の実施機関であるEEOC (Equal Employment Opportunity Commission = 雇用機会平等委員会) によって軽視されたことに対する女性活動家たちの異議申し立てに由来する⁵⁸⁾。

NOWは、古参の女権拡張論者、「女性の地位に関する大統領（または知事）諮問委員会」⁵⁹⁾のメンバー、BPW (Business and Professional Women = 女性実業家専門家連合) のメンバー、労働組合の活動家、教育関係者、労働省婦人局関係者、そしてNWP (National Woman's Party = 全国女性党) などのフェミニスト活動家たちが創立メンバーとなり、1966年首都ワシントンで結成された。NOWは、女性の権利を推進するための新しい組織として、女性の権利に関する法律の制定を議会に働きかけること、女性による大衆運動の基盤を確立することを目的に設立されたが、設立後まもなく、ERA (Equal Rights Amendment = 男女平等憲法修正条項) や人工妊娠中絶の支持をめぐる内部の意見対立が顕著になった。労働組合員や穏健派がNOWを去る一方、若いラディカルなグループも、NOWの集権的指導体制に反発してやはりNOWを去った。1968年末までには、アメリカの女性運動は、NOWや穏健派からなる「主流派」と、「急進派」の二つに分かれるところとなった⁶⁰⁾。

しかしながら、1970年代前半になると、急進派は、NOWの「主流派」的政

治、すなわち、上意下達的な組織構造の中で政策を決定し、伝統的な利益団体的手法で議会や行政部に働きかける活動に参加するようになった。一方 NOW も、意識高揚運動や街頭行動のような、急進派フェミニストたちの草の根運動的手法を徐々に取り入れることに成功した⁶¹⁾。この結果、NOW を中心とした女性運動の緩やかな合体とそれによる組織的基盤の拡大は、70年代以降の政治的影響力として、女性運動・女性組織を無視できないものにしたのである。

既に述べたように、NOW は一種の利益集団であり、議会や行政部に対する圧力活動を通して、政策的要求の実現にある程度の成功を収めてきたが、男性議員や男性官僚を対象にした活動に次第に限界を感じるようになった。1970年代に入ると、女性運動は、より多くの女性を政策決定機関としての公選職や行政のトップに送り出すことを優先課題にするようになった。NOW の初代会長ベティ・フリーダンは、女性の議会選挙への出馬と選出を支援する旨の報告書を1968年に既に提出しており⁶²⁾、女性候補擁立の重要性は NOW 内部でも十分認識されていた。NOW は、1977年に PAC を設立し、候補者補充・支援活動を本格的に開始することになる。しかし、70年代初めの NOW の活動は、ロビイングや街頭行動の組織化などに集中していたため、女性自身を政策立案者として議会や行政部に送り出すためには、NOW とは別の独立した組織が必要であった。そのような目的で設立されたのが NWPC (National Women's Political Caucus = 全米女性政治幹部会) である。

NWPC (National Women's Political Caucus)

1971年、共和党や民主党の女性活動家や議員、NOW のメンバー、労働組合の女性リーダー、草の根運動の参加者など、多彩な背景をもつ女性たち300人以上が首都ワシントンに集まり、NWPC が設立された。NWPC は、NOW を超えた組織的基盤の拡充をめざし、より広範で多岐にわたる女性の利益を代表させるため、公民権運動の活動家や宗教集団、伝統的な女性組織、多様な民族的背景をもつ女性たちの集団などにも参加をよびかけた。NWPC の政策決定機関である NPC (National Policy Council = 政策審議会) には、これらのグループから多くのメンバーが選出された。

組織の超党派性を維持するため、NWPC の幹部には必ず民主、共和両政党のメンバーが含まれるべきことが定められ、会長職には両政党の有力メンバーが交代で就任することが定められている。一方、会員の政党活動の自由を保障

し、彼らが政策の立案に関わる政党内の議論に積極的に参加できるように、70年代半ばには、民主党特別部会、共和党特別部会が、それぞれNWPC内に設置された⁶³⁾。NWPCの会員であると同時に政党员でもある女性たちは、ERAや選択権支持、保育行政の整備など、女性の利益に関わる政策を、それぞれの政党内で推進する役割をはたしてきた。NWPCは、政党内で女性の発言権を高め、政党の民主化を通して公選職への女性の選出と政府高官ポストへの任命を促進することを主要な方針のひとつとしてきたのである。

NWPCは、さらに、自らが推進役となり、1988年、「女性の任命促進連合＝Coalition for Women's Appointments」を組織した。89年のプッシュ新政権発足の機会を利用して、政府高官ポストへのより多くの女性の任命を求めるために設立されたこの連合体には、全米85の女性組織が参加した。「女性の任命促進連合」は、閣僚や他の高官ポストにふさわしい有能で経験豊富な女性候補の推薦名簿を揃え、新政権首脳との交渉を通して、閣僚に2人、他の重要なポストに7人の女性を任命させることに成功した⁶⁴⁾。

一方、公選職への女性の指名と選出を直接支援するため、1975年NWPCはPACを設立し、これによって候補者補充活動を本格的に開始したのである。NWPCは設立後2年ではほぼ全州に支部を構え、地方支部も500を超えた。当初、支援候補の選択は、これらのかかなり自治的な州支部や地方支部につくられたPACの決定に委ねられていた。しかし、1977年に作成された候補者支援のための統一ガイドラインによって、ERA、選択権、保育行政の整備を支持すること、当選可能性の高いことが、支援候補の資格要件となった。NWPC・PACは、資格要件を満たす女性候補に対しては、超党派で、資金、情報、選挙技術の提供、運動員やコンサルタントの派遣を行っている⁶⁵⁾。

以上みたように、NOWとNWPCというアメリカにおける二大女性政治組織は、政治の「主流」への女性の平等な参入を目標に活動してきた。NOWもNWPCも、他の(男性中心の)組織と同じようにPACを設立し、女性候補に対して資金援助やその他の支援活動を行ってきた。しかし、NOWやNWPCの活動は、女性と政治に関わるより包括的な政策課題の追求と実現に向けられていたため、これらのPACが、既存のPACによる現職男性候補支援活動に対抗するだけの女性候補支援活動を集中的に展開することは困難であった。そこで、有力な女性候補に対して、資金提供やその他の選挙支援を専門的に行う新しい

PAC、WCF (Women's Campaign Fund = 女性選挙基金) が、1974年設立された。すなわち、既存の強力な PAC に対し、女性は女性 PAC によって対抗しようとしたのである。

WCF (Women's Campaign Fund)

アメリカでは、企業や労働組合、業界団体による政治献金が禁止されており、これらが政党や候補者に対する資金提供を行うためには、PAC とよばれる任意の政治団体を別につくらなければならない。PAC は、個人から寄付を募り、支持する議員、候補、政党へ献金する資金調達機関であり、資金の再配分機関である。1971年に連邦選挙運動法で PAC が公認され、以後10年間は「PAC の10年 = the PAC Decade」⁶⁶⁾とよばれるほど PAC の数も献金額も激増した⁶⁷⁾。PAC の急増に拍車をかけたのが、74年の同法改正による寄付の制限規定である⁶⁸⁾。この改正によって、一部の有力者や富裕層による大口献金が禁止され、政治家たちは、小口献金者の数を拡大して資金を調達しなければならなくなった。さらにマッチング・ファンドとよばれる公費による資金援助は、広範囲にわたる個人の小口献金による資金調達を奨励した⁶⁹⁾。PAC は、まさにこのような政治資金収集の間隙を埋めるものであった⁷⁰⁾。まず、PAC は、個人献金以上にはるかに多額の資金を選挙毎に提供できる。次に、ひとつの PAC からの献金額には制限があるが、他の PAC と協力すれば、さらに多額の献金を支援する政党や候補者に提供できる。政治資金に占める PAC 献金の割合は年々増加している。この莫大な献金能力を背景に PAC は立法過程にも介入し、今日では一種の「圧力団体」と化している⁷¹⁾。

女性候補の資金調達は、伝統的に多数の小口献金者を対象に行われてきた。現在でも女性候補の多くは、この資金調達法を堅持している⁷²⁾。しかし、「女性と政治」への社会一般の関心が高まった70年代から80年代には、NOW や NWPC の PAC 以外にも、女性候補を対象とし女性献金者を主な構成メンバーとする女性 PAC が、連邦、州、地方レベルで20以上創設された⁷³⁾。そのうち最も早く設立された連邦レベルの女性 PAC が、WCF である。既に述べたように、女性 PAC は、既存の PAC が支援する現職男性候補に対抗できる競争力を、挑戦者たる女性候補に与えるべく設立されたが、PAC の女性たちの間で「選挙には『カネ』がかかる」という「命題」自体の問題性が問われることはほとんどなかったように思われる。事実、WCF の元代表は、「選挙資金をより多く

よりうまく集めるほど、より多くの権力をもてることを女性は学ばなければならない。重要なのは、理想にしがみつ়くことではなく、現実的な処世術を身につけ、男性のやり方でゲームに参加することである。そうでなければ女性はその一部にすらなり得ないであろう。」⁷⁴⁾と語っているが、これはWCFや他の女性PAC設立の背景を最も確に説明する発言であるように思われる。

選挙資金は、提供される金額だけではなく提供される時期が重要である。WCFは、女性候補支援の重要戦略を、選挙戦のごく初期における資金の提供、いわゆる「立ち上がり資金」の提供に絞った。新人で出馬するケースが圧倒的に多い女性候補にとって、初期の資金は、TV広告を買って早めに知名度不足を補い、世論調査を買って早くから綿密な選挙戦略を立てるといような実践上の利点をもつ。さらに、TV広告に頻繁に登場する候補者の姿が、その献金者に資金提供の有効性を実感させ、献金者が新たな献金者を誘うというような心理的効果をもつという指摘もある⁷⁵⁾。しかし一方、「立ち上がり資金」は調達最も困難な資金であり、だからこそWCFが主張するように、「女性候補支援のそれは女性献金者によって提供されなければならない」⁷⁶⁾のかもしれない。

WCFは、他の多くの女性PACがそうであるように、超党派組織である。WCFの支援対象は、連邦上・下院、知事、市長、州議会、地方議会など、あらゆるレベルの公選職に出馬する女性候補である。WCFは、当初は当選可能性だけを主たる支援条件にしていたが、後に、他の組織同様ERAや選択権支持を支援候補の条件に加えるようになった。WCFの支援活動は、初期の資金提供にとどまらない。支援候補に対し継続的な資金調達を行うために政治資金パーティーを企画し、候補者との間を仲介し、コンサルティング、世論調査などの選挙技術サービスも提供する。さらに、候補者補充活動の一環として、現職女性議員と立候補予定者向けに、「リーダーシップ2000」というトレーニング・セッションを、1989年から開講中である。1992年現在、WCFの会員は約1万5000人、92年選挙では総額150万ドルを242人の女性候補に献金し、献金を受けた候補者中115人が当選した⁷⁷⁾。

(2) 新しい女性 PAC : EMILY'S LIST と WISH LIST

EMILY'S LIST (エミリーズ・リスト)

NOW は無党派、NWPC、WCF は超党派というように、多くの女性 PAC が党派の偏向を避けるのに対し、党派性を重視する女性 PAC もいくつかある。中でも群を抜く集金力と集金方法のユニークさで注目を浴びているのが、選択権支持、E R A 支持の民主党女性候補のみに資金提供を行う女性 PAC、EMILY'S LIST である。EMILY の名称は、“Early Money Is Like Yeast” (it makes the dough rise = 先行投資はイーストのようにパン種を大きくする)⁷⁸⁾の頭文字をとったものであり、その活動の中心は、文字通り選挙戦初期に多額の資金を集め、それを支援リストに載せた候補者に分配することにある。

EMILY'S LIST は、連邦議会における民主党の女性議員数の減少傾向に危機感を抱く人々によって1985年設立された女性 PAC であり、主として連邦議員候補と知事候補を支援する。この PAC が注目されたのは、86年の連邦上院選挙で、メリーランドのバーバラ・ミクルスキー候補に多額の資金援助を行い、史上初の（任命によらない）民主党女性上院議員の誕生に大きく貢献したからである。

1992年、EMILY'S LIST が調達した政治献金は、企業、労組、業界団体を含む全米すべての PAC の中で最高額であった。この成功の背景には、EMILY 独自の集金・献金システムがある。EMILY は、特定の候補に直接献金を行う PAC ではなく、献金者のネットワークとして機能する⁷⁹⁾。EMILY は事前の調査活動を通じて、有望な候補者をリストアップし全米の EMILY 会員に推薦する。会員はその中から支援したい候補を選びその候補者宛の献金を EMILY に送金する。EMILY は、各地から寄せられた献金を仲介して各推薦候補に分配する。この方法によって、リストに掲載された候補には、選挙区だけでなく全米各地からの献金が EMILY を仲介にして集まることになり、他方、会員は支援したい候補の情報を EMILY によって入手し、女性候補の成功に貢献できるというメリットがある。

EMILY の会員数は、1992年現在約 2 万 4000 人であり前回選挙時に比べて 8 倍増加した⁸⁰⁾。献金総額は 620 万ドルにのぼり、前述したように全米の PAC 中最大であった。この献金によって、連邦上院では 4 人の、そして下院では 21 人の民主党の新しい女性議員が誕生した。女性議員に占める民主党の割合は一気

に高まり、上院では6人中5人、下院では48人中36人となった⁶¹⁾。

WISH LIST (ウィッシュ・リスト)

EMILY'S LIST が、民主党の革新的女性候補だけを支援する PAC であるのに対し、WISH LIST (Women in Senate and House) は、共和党の選択権支持派の女性候補のみを支援する PAC である。

共和党内の選択権支持派の女性たちは、女性の権利擁護というフェミニスト的立場以上に、個人の選択権を重んじプライバシーに対する政府の干渉に反対するという、むしろ伝統的な共和党の原則に立って、選択権を支持してきた。したがって、1992年の全国党大会で採択された綱領の作成にあたり、共和党がその原則たる「個人の選択権」を宗教集団の極右勢力に「易々と売り払って」⁶²⁾しまい、女性の中絶を選択する権利を完全に否定してしまったことに、彼らは大きな衝撃を受けた。

1980年から2期続いたレーガン政権によって、共和党内の選択権支持派や ERA 支持派は、党の中枢から完全にはずされていた。レーガン政権とそれを支える共和党右派によって、フェミニズムは民主党と同一視され、NOW や NWPC のような女性組織は民主党の前線グループと非難された。したがって NWPC の共和党員が構成する「共和党女性特別部会 = Republican Women's Taskforce」も激しい非難の対象となり、活動は停滞した。しかしながら、前述したように、レーガンの引退と同時に選択権支持派の活動が再び活性化し、これらの女性たちによって党内に選択権支持派を支援する PAC がつくられた。一つは「共和党選択権支持派 = Republicans for Choice」、もう一つは NRCC (= National Republican Coalition for Choice = 選択権支持の全米共和党連合) である。後者は NOW などの女性組織と緊密な連携を保った。彼らは、88年のプッシュ指名大会で多少勢力を挽回したものの、宗教集団を中心とする右派を巻き返すほどの力はなかった。4年後の1992年、党大会のコントロールは、完全に宗教集団・右派勢力の下にあり、選択権支持派は孤立した。共和党は、「家族の価値」を国防問題に優先させて党綱領のトップにおき、女性の選択権を完全に否定したのである⁶³⁾。

WISH LIST は、1992年の党大会を目標に、共和党の右傾化に反対する党内選択権支持派によって設立された。WISH は、EMILY の創立者、エレン・マルコム の助言を受け、EMILY に倣った「献金者ネットワーク・共和党版」と

して1991年12月に設立された。1992年の選挙で効果を発揮するには準備期間が短かったが、WISHは、1500人の会員を集め、選択権を支持する共和党女性候補22人に総額25万ドルを提供した⁸⁴⁾。

1992年の選挙時、女性PACは42あり、実際に活動したのはそのうち36である。既に述べたとおり、これらPACは、資金のみを提供するもの、候補者補充活動や候補者トレーニング、また選挙技術の提供も併せて行うものなど多様である。36のうち11は全国組織であり、16州には、主として州内の公選職候補を対象とした女性PACがある。

1992年、女性PACは、献金額においても献金対象候補の数においても最大の伸びを示した。献金総額1,185万2,688ドルのうち98%にあたる1,155万8,712ドルが女性候補に提供された。36のうち22の女性PACは、献金対象を女性候補のみに限定しており、女性PACから献金を受けた全ての候補者に占める女性の割合は79%に達している。90年選挙に比べておよそ3.8倍にもものぼる献金額を達成した女性PACは、その成功の大部分をEMILYの莫大な献金額620万ドルに負っている。この他にもWCFやWCDSCC(The Women's Council of the Democratic Senatorial Campaign Committee=民主党女性上院選挙委員会)のような150万ドル以上の献金を集めたPAC⁸⁵⁾の存在も大きい。さらに、女性PACの隆盛は、主としてそれを支える女性献金者たちの、経済的地位の向上を反映したものである。一人100ドル、場合によっては1,000ドルの会費を徴収し、一晩で30万ドルや40万ドルの資金を調達する女性PACの活動は、数年前には考えられなかった⁸⁶⁾からである。

確かに、巨額の献金によって女性候補はこれまで以上に競争力をもつようになった。選挙マネジメントを専門家にたよりに、キャンペーンの大部分をマス・メディアに依存する近年の連邦議会選挙においては、選挙費用は肥大化する一方だからである。1992年の連邦議会選挙では、上院議員候補は平均3～400万ドル、下院議員候補は平均約40万ドルを選挙費用に支出した。下院でも選挙区によっては、候補者の支出が100万ドルを超えるところがあった⁸⁷⁾という。

ところで、女性PACが、既存のPACを凌ぐほどの多額の資金を候補者支援に投入することに、全く批判がないわけではない。すなわち、女性PACは、結局、今日の政治のあり方を決定する潜在的な力としての「カネ」の価値を認め、男性主導の「金権選挙」に追随しているだけにすぎない⁸⁸⁾、また、「カネ」

中心の選挙は、女性が男性と「違う」選挙をし、「違う」政策をつくり、「違う」政治をするという主張の説得力を弱めることになりはしないか⁸⁹等、女性 PAC があまりに現状肯定的であるという批判である。

このような批判に対しては反論がある。それは、選挙においては資金の戦略的配分が成否の鍵を握るのであり、女性 PAC の戦略はその重要性を認識しているという評価である。すなわち、女性 PAC の資金援助の多くは、新人で出馬する女性候補に早期の「立ち上がり資金」として提供される。「立ち上がり資金」は、一般的には候補者個人が負担する場合が多く、主たる家計の責任者が夫である家庭の主婦が、これを負担して選挙に出馬することは簡単ではない。また、夫婦に収入があっても、個人的資金に対する世論の精査は、男性候補以上に女性候補に集中する傾向があり、配偶者である夫の経済活動に支障をきたす場合が予想される。したがって、家計や家族に負担をかけずにすむ PAC からの早期の資金提供は、女性の出馬を促進する効果をもつと考えられる⁹⁰。また、企業や労働組合などの PAC の献金は、ほとんどが現職候補を対象に提供されるものであり、現職でない多くの女性候補は、通常これら既存の PAC の支援対象からは除外される。勿論、現職であれば女性でもこれら PAC の献金対象となる。現職で再選されたメリーランドのバーバラ・ミクルスキー上院議員は、その選挙資金の3分の2を既存の PAC からの献金でまかなっている⁹¹。

いずれにしても、女性 PAC の特徴は選挙戦初期に集中して資金を提供する点にある。選挙戦後半には、結果の予測がかなりの程度はっきりしてくるが、この段階では男女にかかわらずより強力な候補が既存の PAC からの献金を得て勝利することになる。女性 PAC は、すべての選挙戦で「遅すぎた」という後悔を解消しようとしたのである。

しかし、結局、「カネ」は政治システムに腐敗を引き起こし、女性を男性同様経済的利益の構造に結び付けてしまうだろう。このような選挙戦を展開する中で女性候補が抱える矛盾は、「『変化』という錦の御旗を掲げながら、結局、男性同様『カネ』集め中心の政治システムの中に組み込まれ、それにほとんどの時間をさき、それが与えるプレッシャーに男性同様屈している」⁹²ことではなかろうか。

おわりに

史上最多の女性連邦議員が誕生した1992年の「女性の年」は、決して「真空状態」の中で起こったわけではない。それは、「女性の政治参加の歴史が薪となり、それに選挙をめぐる状況が火をつけ、それをトーマス任命事件が煽った」⁽¹⁾結果とみることができるだろう。本稿は、アメリカにおける女性の政治参加の歴史と現状について、連邦議会への女性の補充を中心に考察を試みたものである。特に補充パターンと補充エイジェントの変化に焦点を当て、それらが女性の政治的補充にどのようなインパクトを与えたかを考察した。

参政権獲得直後、女性たちの多くは、「未亡人継承」によって夫の議席を受け継ぎ連邦議会に参入した。「未亡人継承」は、女性の政治的補充の典型的パターンとして政党に多用され、「未亡人であること」は、女性が候補者として指名を受け選出されるための、重要な資格要件でさえあった。女性の社会的進出が進むにつれ、この補充パターンに変化が生じた。女性候補に求められる資格要件が、男性候補に求められるものに近づいたのである。すなわち、弁護士を職業とし、州や地方レベルでの公選職経験をもつ女性議員が、未亡人議員以上に多く選出されるようになった。年齢や家族関係など個人的特質においても議員間の男女差が縮まり、政治の「メインストリーム」入りは、女性候補や女性議員の資格や特質の「男性化」をもたらしたのである。

「女性の年」がアメリカ政治に与えたインパクトという観点からみるならば、多数の女性の指名と選出を可能にした候補者予備軍の存在と、補充エイジェントとしての女性組織・女性 PAC の活動とが特に注目に値する。女性が候補者予備軍から正式候補として出馬するためには、出馬の決断を促しその指名と選出のプロセスに最大限コミットする政治的補充エイジェントが必要である。しかし、伝統的なエイジェントである政党は、女性候補の補充に積極的ではなかった。補充エイジェントたる政党は「衰退」して候補者選考プロセスにコントロールを失い、連邦議会選挙は、候補者中心選挙という「カネ」のかかる自由競争の場となった。女性候補にとって政党は「障壁」ではなくなったが、他方、候補者中心選挙は、リソースで劣る女性に不利であった。新しい政治的補充エイジェントとしての女性組織・女性 PAC は、選挙資金や専門技術を有望な女

アメリカにおける女性の政治的補充

性候補に提供し、その指名と選出に大きな役割を果たしてきた。これらの組織は、政党内の女性活動家と連携し、政党を「女性を支援する組織」に妥容させた。1992年は、政治的補充エージェントとしての女性組織・女性 PAC の力を際立たせた年でもあった。

しかし、女性組織や女性 PAC の候補者補充活動は、「カネ」のかかる連邦議会選挙の現状を肯定するばかりか、むしろそれを奨励しているという批判がある。女性が、アメリカ政治の中で「男性化」をめざすのではなく、男性との間に「違いをつくる」と主張するのなら、その真剣な試みがキャンペーンの手法に何らかの形で示されてもよいのではなかろうか。とはいえ、現行の選挙制度の下では、それは非常に困難であるように思われる。本稿では言及することができなかったが、現在の選挙のあり方に関わる諸問題については、政治的補充のパターンを根本的に決定する選挙制度の検討にまで踏み込んだ議論が避けられないであろう。

註

はじめに

- (1) Center for American Woman and Politics (CAWP), *Fact Sheet* (New Brunswick, N.J.: Eagleton Institute of Politics, Rutgers University, 1992)
下院の女性議員数はコロンビア特別区選出の代議員 1 人を含む。
- (2) Ibid.
- (3) 一般的には、1800年代後半の女性参政権獲得運動を第一波フェミニズム、1960年代後半の女性解放運動を第二波フェミニズムとよんで区別する。
- (4) Stephan A. Salmore and Barbara G. Salmore, *Candidates, Parties, and Campaigns: Electoral Politics in America* (Washington, D.C.: Congressional Quarterly, 1985), pp. 37-58.

第1章

- (1) Emmy E. Werner, "Women in Congress: 1917-1964," *Western Political Quarterly* 19 (March 1966), pp. 16-30.
- (2) Diane D. Kincaid, "Over His Dead Body: A Positive Perspective on Widows in the U.S. Congress," *Western Political Quarterly* 31 (March 1978), pp. 96-104.
- (3) もっとも、キンケイドによれば、現職男性議員の死のほとんどは、実

際には未亡人議員の増加に貢献しなかった。なぜなら、この間死亡した現職男性上院議員136人の議席がその未亡人によって継承されたのはわずか4例、3%にすぎず、下院の場合は351議席中31例、9%にすぎない。女性議員の多くが未亡人であったのは事実だが、未亡人継承そのものが頻繁に行われたわけではない。なお、キンケイド論文とガーツォグの著書とでは、現職男性下院議員の死亡数が異なる。

- (4) Susan Tolchin and Martin Tolchin, *Clout: Womanpower and Politics* (New York: Coward, McCann & Geoghegan, 1971), p. 69.
- (5) Irwin N. Gertzog, *Congressional Women: Their Recruitment, Treatment, and Behavior* (New York: Praeger, 1984), p. 14.
- (6) Ibid.
- (7) Alzada Comstock, "Women Members of European Parliaments," *American Political Science Review* 20 (May 1926), pp. 379-384.
- (8) Kincaid, "Over His Dead Body," pp. 96-104.
- (9) Ibid., p. 97; Tolchin and Tolchin, *Clout*, p. 69.
- (10) Gertzog, *Congressional Women*, p. 20.
- (11) Kincaid, "Over His Dead Body," p. 97.
- (12) Kirsten Amundsen, *The Silenced Majority: Women and American Democracy* (Englewood Cliffs, NJ.: Prentice-Hall, 1971), p. 68; Tolchin and Tolchin, *Clout*, p. 69; Gertzog, *Congressional Women*, p. 26.
- (13) Kincaid, "Over His Dead Body," p. 97.
- (14) Ibid., p. 100.
- (15) 「本命」の後継者が出現すると直ちに辞職する未亡人議員の典型は、連邦上院に限ってみると、1922年以降現在まで、在職わずか1日だったR. フェルトン他7人である。最近では、1992年、3カ月で辞職したノース・ダコダの未亡人の例がある。なお、Charles S. Bullock III and Patricia L. F. Heys, "Recruitment of Women for Congress: A Research Note," in Marianne Githens and Jewell Prestage, eds., *A Portrait of Marginality* (New York: David McKay Company, 1977), pp. 210-220は、未亡人継承によって議席を獲得した議員とそうでない女性議員との間には、政治的能力についての自信、議員在職期間、政治的野心などに関する政治家としての資質に大きな差があり、後者の方がすぐれていると主張している。
- (16) Kincaid, "Over His Body," pp. 96-104.
- (17) Tolchin and Tolchin, *Clout*, p. 70.
- (18) Gertzog, *Congressional Women*, p. 23.
- (19) アメリカの地域的政治文化については、Daniel Elazar, *American Federalism: A View from the States*, 2nd. ed. (New York: Harper & Row, 1972),

- pp. 85-126を参照。なお、政治文化と女性の政治的進出の関係については、Irene Diamond, *Sex Roles in the State House* (New Haven: Yale University Press, 1977)を参照。
- (20) runoff primary とは、1 回目の予備選挙で過半数（あるいは特に定められた得票率）を獲得した候補者がいない場合、上位二者の間で最終的な政党指名を争う制度。南部を中心に採用されている選挙制度であるが、女性や黒人にとって不利であると批判されてきた。しかし、女性にとって必ずしも不利ではないという調査結果が、Charles S. Bullock III and Loch K. Johnson, "Sex and the Second Primary," *Social Science Quarterly* 66 (December 1985), pp. 933-44によって明らかにされている。
- (21) Diamond, *Sex Roles in the State House* 参照。
- (22) Gertzog, *Congressional Women*, p. 28.
- (23) Ibid., pp. 30-31.
- (24) Ibid., p. 44.
- (25) Ibid., pp. 36-38.
- (26) Joan Hulse Thompson, "Career Convergence: Election of Women and Men to the House of Representatives 1916-1975," *Women & Politics* 5 (Spring 1985), pp. 69-90.
- (27) Ibid., p. 74.
- (28) Robert D. Putnum, *The Comparative Study of Political Elites* (Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall, 1976), p. 59.
- (29) Thompson, "Career Convergence," p. 74.
- (30) Ibid.
- (31) Jeane J. Kirkpatrick, *Political Woman* (New York: Basic Books, 1974), p. 83.
- (32) Robert Darcy, Susan Welch, and Janet Clark, *Women, Elections, and Representation* (New York: Longman, 1987), p. 133.
- (33) Thompson, "Career Convergence," pp. 69-99.
- (34) Ibid., p. 80; CAWP, *News and Notes: Winter 1993* (New Brunswick, N.J.: Eagleton Institute of Politics), p. 2; Sandy L. Maisel, "Congressional Elections in 1978 - The Road to Nomination, the Road to Election," *American Politics Quarterly* 9 (January 1981), pp. 23-47.
- (35) Gertzog, *Congressional Women*, p. 40.
- (36) CAWP, *Fact Sheet* (1993)
- (37) Susan Carroll, *Women as Candidates in American Politics* (Bloomington: Indiana University Press, 1985), pp. 67-68.
- (38) Gertzog, *Congressional Women*, p. 42.

(39) *Ibid.*, p. 45.

第2章

- (1) Lester G. Seligman, "Political Recruitment and Party Structure," *American Political Science Review* (March 1961), pp. 77-86.
- (2) 拙稿「アメリカ合衆国における『女性と政治』—州議会における女性代表を中心に」北大法学論集第43巻第5号(1993年3月), pp. 340-78 参照。
- (3) Tolchin and Tolchin, *Clout*, pp. 61-81.
- (4) Carroll, *Women as Candidates in American Politics*, pp. 36-40.
- (5) Joseph A. Schlesinger, *Political Parties and the Winning of Office* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 1991), p. 178.
- (6) *Ibid.*
- (7) アメリカに導入されたオーストラリア式投票方法は、その後公選職コラムから候補者を選ぶマサチューセッツ方式と、政党コラムから公選職候補を選ぶインディアナ方式の二つに修正された。前者が後者に比して分割投票を促進するといわれている。採用方式は州によって異なる。詳しくは、Jay M. Shafritz, *The Dorsey Dictionary of American Government and Politics* (Chicago: Dorsey Press, 1988), pp. 44-45 参照。
- (8) Schlesinger, *Political Parties*, p. 179.
- (9) *Ibid.*, p. 163.
- (10) Jerrold G. Rusk, "The Effect of the Australian Ballot Reform on Split Ticket Voting: 1876-1908," *American Political Science Review* 64 (December 1970), pp. 1220-38.
- (11) 詳しくは、Morris P. Fiorina, *Congress: Keystone of the Washington Establishment* (New Haven: Yale University Press, 1977) の第1章の註5を参照。
- (12) Schlesinger, *Political Parties*, p. 180.
- (13) 阿部斉『アメリカ現代政治』(東京大学出版会、1988), p. 104.
- (14) Salmore and Salmore, *Candidates, Parties, and Campaigns*, pp. 38-39.
- (15) *Ibid.*, p. 38.
- (16) Fiorina, *Congress*, pp. 15-28.
- (17) Ronna Romney and Beppie Harrison, *Momentum: Women in American Politics Now* (New York: Crown Publishers, 1988), pp. 74-101.
- (18) Angus Campbell et al., *The American Voter* (New York: John Wiley & Sons, 1964) 参照。
- (19) しかしながら、このような政党の変容を、すべて「衰退」の兆候とみ

なすことは必ずしも妥当ではないという指摘がある。政党の内部改革の試みによって、民主党では60年代後半から、共和党では70年代後半から、政党の全国化・集権化が進行し、それは、資金援助や技術提供などを通して、全国政党委員会による各レベルの選挙への積極的関与を促進し、政党の役割をむしろ「強化」したという議論、また、有権者間の政党帰属意識の低下と分割投票の増加に対する候補者たちの危機感が、同一選挙区内の異なる公選職候補者同志の連携を促進し、政党の組織的成長をむしろ強化したという議論などがそうである。さらに、予備選挙の導入や政党名を記載した投票用紙の普及は、有権者には宣誓や登録によって制度的に政党選好を義務づけ、公選職出馬予定者には二大政党のどちらかのラベルを結局は選択させるという効果をもつために、結果的に二大政党競争を維持する役割を果たしているという議論がある。他方、アメリカの政党に起こった以上のような変化を、「衰退」でもなく「強化」でもなく、社会環境の変化に応じた政党の「役割再定義」であるととする議論もある。これらの議論については、以下を参照。

吉野孝「アメリカ政党衰退論の再検討（一）—政党『中立的』投票者の増加と全国政党委員会の活性化を中心に—」早稲田政治経済学雑誌290号（1987年4月），pp. 133-64；同「アメリカ政党の構造的全国化とその要因—民主党と共和党の組織慣行の比較を中心に—」早稲田大学政治経済学雑誌299号（1989年6月），pp. 40-66；岩野一郎「民主党の改革と政党の『全国化』—改革の生みだした問題と司法判断—」阿部齊・五十嵐武士編『アメリカ現代政治の分析』（東京大学出版会、1991），pp. 99-124；Schlesinger, *Political Parties*；Leon D. Epstein, *Political Parties in the American Mold*（Madison: University of Wisconsin Press, 1986）。

- (20) Tolchin and Tolchin, *Clout*, p. 62.
- (21) Wilma Rule, "Why Women Don't Run: The Critical Contextual Factors in Women's Legislative Recruitment," *Western Political Quarterly* 34 (March 1981), pp. 60-77.
- (22) Ruth Mandel, *In the Running: The New Woman Candidate* (Boston: Beacon Press, 1981), p. 145.
- (23) Tolchin and Tolchin, *Clout*, p. 67.
- (24) Mandel, *In the Running*, p. 145.
- (25) Carroll, *Women as Candidates*, p. 23.
- (26) *Ibid.*, pp. 24-28.
- (27) Wilma Rule and Pippa Norris, "Anglo and Minority Women's Underrepresentation in Congress: Is the Electoral System the Culprit?" in Rule and

- Joseph F. Zimmerman, eds., *United States Electoral Systems: Their Impact on Women and Minorities* (New York: Praeger, 1992), pp. 44-45.
- (28) Donald R. Matthews, "Legislative Recruitment and Legislative Careers," *Legislative Studies Quarterly* 9 (November 1984), pp. 547-85.
- (29) Robert A. Bernstein, "Why Are There So Few Women in the House?," *Western Political Quarterly* 39 (March 1986), pp. 155-63.
- (30) Raisa B. Deber, "The Fault, Dear Brutus: Women As Congressional Candidates in Pennsylvania," *Journal of Politics* 44 (May 1982), pp. 463-79.
- (31) Barbara C. Burrell, *Party Politics and Gender in the United States* (Paper presented at the American Political Science Association annual meeting, September, 1992, Chicago).
- (32) 相内前掲論文参照。
- (33) Wilma Rule, "Electoral Systems, Contextual Factors and Women's Opportunity for Election to Parliament in Twenty-Three Democracies," *Western Political Quarterly* (September 1987), pp. 477-98; Douglas J. Amy, *Improving Representation for Women and Minorities: Is Proportional Representation the Key?* (Paper presented at the American Political Science Association annual meeting, September, 1991, Washington, D.C.).
- (34) Burrell, *Party Politics and Gender*.
- (35) Jo Freeman, "The Political Culture of the Democratic and Republican Parties," *Political Science Quarterly* 101 (Fall 1986), pp. 327-56.
- (36) M. Kent Jennings and Barbara G. Farah, "Social Role and Political Resources: An Over-Time Study of Men and Women in Party Elites," *American Journal of Political Science* 25 (August 1981), pp. 462-82.
- (37) Burrell, *Party Politics and Gender*.
- (38) Tolchin and Tolchin, *Clout*, p. 64; M. Kent Jennings, "Women in Party Politics" in Louise A. Tilly and Patricia Gurin, eds., *Women, Politics, and Change* (New York: Russell Sage, 1990), p. 236.
- (39) Burrell, *Party Politics and Gender*; Linda Fowler and Robert McClure, *Political Ambition* (New Haven: Yale University Press, 1989), p. 102.
- (40) Tolchin and Tolchin, *Clout*, p. 64.
- (41) *Ibid.*, p. 13.
- (42) Jennings, "Women in Party Politics," p. 235.
- (43) ジェンダー・ギャップについては以下を参照。

Sandra Baxter and Marjorie Lansing, *Women and Politics* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 1983) ; Ethel Klein, *Gender Politics*

- (Cambridge: Harvard University Press, 1984).
- (44) Burrell, *Party Politics and Gender*; 1992年のジェンダー・ギャップについては、CAWP, *News & Notes: Winter 1993*, pp. 5-8を参照。
- (45) Burrell, *Party Politics and Gender*.
- (46) Barbara Burrell, "John Bailey's Legacy: Political Parties and Women's Candidacies for Public Office" in Lois L. Duke, ed., *Women in Politics: Outsiders or Insiders? A Collection of Readings* (Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall, 1993), p. 131.
- (47) Barbara Burrell, "Women's and Men's Campaigns for the House of Representatives, 1972-1982: A Gender Gap?," *American Politics Quarterly* 13 (July 1985), pp. 251-72.
- (48) Burrell, *Party Politics and Gender*.
- (49) Burrell, "John Bailey's Legacy," p. 132.
- (50) Freeman, "Political Culture," p. 333.
- (51) Ibid., p. 355.
- (52) Ibid., p. 336.
- (53) Ibid., p. 346.; Carol Nechemias, "Change in the Election of Women to US State Legislative Seats," *Legislative Studies Quarterly* 12 (February 1987), pp. 125-42.
- (54) 1973年、連邦最高裁は、女性が医師の施術により妊娠を中絶することを自発的に「選択する」権利を制限付きで認め、決定に際しての政府の介入を不当として排除した。これ以降妊娠中絶は、身体に対する女性の自己決定権のひとつと位置づけられ、中絶を受けるか否かを自発的に決める権利は「選択権」と呼ばれるようになった。しかし、1989年の判決で中絶の決定における州政府の介入が認められ、選択権の内容は権利として弱められた。
- (55) Jo Freeman, "Feminist Activities at the 1988 Republican Convention," *PS Political Science & Politics* (March 1989), pp. 39-47
- (56) Burrell, "John Bailey's Legacy," p. 133.
- (57) NOWの会員数は、1992年現在で約28万人である (CAWPによる)。
- (58) これについては以下を参照。
- Rita J. Simon and Gloria Danziger, *Women's Movements in America: Their Successes, Disappointments, and Aspirations* (New York: Praeger, 1991); Susan M. Hartmann, *From Margin to Mainstream* (New York: Alfred A. Knopf, 1989).
- (59) ケネディ政権の女性政策の一環として創設された。詳しくは、Hartmann, *From Margin to Mainstream*, pp. 48-71参照。

- (60) Ibid., p. 61.
- (61) Ibid., p. 65.
- (62) Ibid., p. 60.
- (63) Ibid., p. 76.
- (64) NWPC, *Political Times* vol. XIV (Winter 1989).
- (65) NWPC・PAC は、92年の選挙で76人の女性候補に総計25万ドルの資金提供を行った。NWPCの全支援候補134人中43人が当選した。
- (66) Larry J. Sabato, *PAC Power; Inside the World of Political Action Committees* (New York: W.W. Norton & Company, 1985), p. 11.
- (67) 日本選挙学会編「アメリカにおける政治倫理」『選挙研究シリーズ』3 (1990), pp. 13-20.
- (68) 藤本一美「PAC (政治活動委員会) の発展と活動ーアメリカ“政治とマネー”に関する一考察ー」藤本一美編『アメリカ政治の新方向：レーガンの時代』(勁草書房、1990), P. 142; Sabato, *PAC Power*, pp. 8-9.
- (69) Romney and Harrison, *Momentum*, pp. 82-83.
- (70) 藤本一美「PACの発展と活動」, p. 147.
- (71) Ibid., p. 121.
- (72) Romney and Harrison, *Momentum*, p. 95; Linda Witt, Karen M. Paget, and Glenna Matthews, *Running as a Woman: Gender and Power in American Politics* (New York: The Free Press, 1994), pp. 145-6.
- (73) Hartmann, *From Margin to Mainstream*, p. 172.
- (74) Romney and Harrison, *Momentum*, p. 92.
- (75) Ibid., p. 79.
- (76) Ibid., p. 87.
- (77) CAWP, *News & Notes*, p. 18.
- (78) この訳は、ジェイコブ・ワイズバーク「政界に女性旋風を巻き起こしたエレン・マルコム」TRENDS 34 (MAR/APR 1993), pp. 58-61にしたがった。
- (79) EMILY は、州・地方レベルの選挙においては他の PAC 同様支援候補に直接献金を行う。
- (80) CAWP, *News & Notes*, P. 13.
- (81) 1993年の上院特別選挙で選出されたテキサス州の女性議員は含まれていない。
- (82) Jo Freeman, “Feminism vs. Family Values: Women at the 1992 Democratic and Republican Conventions,” *PS Political Science & Politics* (March 1993), pp. 21-28.
- (83) その多くが共和党を支持する保守派女性は、社会的保守派 (social

conservatives) と自由放任主義的保守派 (laissez-faire conservatives) の二つに大別される。保守派の女性たちの「共通の敵」は「共産主義」と「大きな政府」であったが、社会的保守派は家族の価値や社会の伝統的権威を重視する立場から、自由放任主義的保守派は競争や政治・経済的自由を重視する立場からこれらに反対した。すなわち、両者はその拠って立つイデオロギーにおいて全く異なっていたのであるが、共に敵とみなす「シンボル」が共通であったために、同一党内で共存してきたのである。しかし、1992年の共和党大会において採択された綱領で、「中絶の全面禁止」がうたわれたことにより、家族の価値を重んじ中絶禁止を支持する社会的保守派の女性たちと、中絶禁止を個人に対する政府の不当な干渉であると批判する自由放任主義的保守派女性の対立が決定的になった。なお、保守派女性に関する研究としては、Rebecca E. Klatch, *Women of the New Right* (Philadelphia: Temple University Press, 1987) を参照されたい。

(84) CAWP, *News & Notes*, p. 17.

(85) *Ibid.*, p. 18.

(86) Witt, Paget, and Matthews, *Running As A Woman*, p. 125.

(87) *Ibid.*

(88) *Ibid.*, p. 127.

(89) *Ibid.*

(90) *Ibid.*, pp. 129-31; Romney and Harrison, *Momentum*, p. 87.

(91) Witt, Paget, and Matthews, *Running As A Woman*, P. 148.

(92) *Ibid.*, p. 151.

おわりに

- (1) Michael X. Carpini and Ester R. Fuchs, "The Year of the Woman? Candidates, Voters, and the 1992 Elections," *Political Science Quarterly* 108 (Spring 1993), pp. 29-36.

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XLV No. 1-2 (1994)
SUMMARY OF CONTENTS

Political Recruitment of Women to the US Congress

Masako AIUCHI*

TABLE OF CONTENTS

INTRODUCTION

CHAPTER

I. CHANGING PATTERNS OF THE POLITICAL RECRUITMENT OF WOMEN

1. The Traditional Pattern of Recruitment: Widows' Succession — Politician's Wife as a Special Qualification for Office
2. The New Pattern of Recruitment: Career Convergence of Male and Female Officeholders — Gender-Free Qualification for Office

II. RECRUITING AGENTS AND WOMEN

1. Political Parties and the Recruitment of Women
 - (1) Transformation of American Political Parties
 - (2) "Atrophy" of Political Parties and its Effects on the Recruitment of Women
 - (a) Political Parties as an Obstacle to Women's Election to Office
 - (b) The Strength of Party Control and the Recruitment of Women
 - (3) Changing Status of Women in Political Parties

*Dissertator, Political Science, Hokkaido University.

- (a) Women as Party Elites
 - (b) Gender– Gap and Political Parties
 - (c) Women' s Groups inside the Parties
2. Emergence of Women' s PACs and the Election of Women to Office
- (1) NOW, NWPC, and WCF
 - (2) EMILY' S LIST and WISH LIST

CONCLUSION

NOTES

ABSTRACT

"The Year of the Woman" in 1992 would not have been possible without the "groundwork" of numerous women who committed themselves to the equality of both sexes in the political world. This paper traces back the history of women's entry into politics, focusing first on the changing patterns of political recruitment of women, then on the role of recruiting agents.

Chapter one first explores the traditional pattern of women' s recruitment: Widows' Succession. This pattern of putting the wife of a deceased politician temporarily in that office was adopted by party leaders as a measure to subdue any inner dispute over the succession of the seat. This measure, however, also contributed to stereotyping a woman politician as passive and unambitious, because she was likely, or even forced, to give up her seat whenever the party had a male candidate.

Chapter one then shows that the widows' succession has gradually declined and has now largely been taken over by a new pattern of recruitment, with more and more women of similar backgrounds to those of the men' s being recruited to political offices. Equal standard of qualification for offices, ranging from occupational to previous officeholding experience, is applied to both men and women politicians. "Career Convergence" can be found among male and

female members of the US Congress.

Chapter two discusses the role of the political parties and the women's organizations as recruiting agents for women. Historically parties were not very supportive to women candidates. They politically exploited women, sometimes making women candidates sacrificial lambs in unwinnable races for the party. The "atrophy" of political parties, then, meant the declining influence of party leaders on candidate selection, and could have had favorable effects on women's electoral success. The result, however, was mixed. Since then, there has been considerable discussion about the relationship between the degree of party control and the success of women in elections.

The party reform through 60s and 70s promoted women to power positions in both major parties, and enabled them to exert considerable influence on the decision-making process. Women party elites are more likely to endorse women candidates than their male counterparts are. In addition, there has been collaboration between women party elites and leaders of women's organizations for electing more women to public office.

Women's organizations have been playing an increasingly important role as a recruiting agent for women. These organizations support women candidates not only by giving them technical assistance but by financing their campaigns. Finally chapter two shows the organizational efforts and activities of women's PACs that played a significant "midwife" role in the birth of the record number of women in the US Congress in 1992.

In response to the growing power of women's PACs, however, there is strong criticism of the PACs' "more money for more women" strategy, which apparently emulates that of male campaigns. The criticism is that if women say they can make a difference, they should find an alternative measure for electing more women to public office.